特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和4年6月28日

[平成31年1月 様式2]

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費および介護費用等の支援を行う。 ①生活保護の支給決定およびケース記録管理。 ②それぞれの世帯状況に応じた、各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定および支給。 ③医療行為等を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行。 ④支払基金からの医療請求内容の確認。 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認。 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施。 ⑦定期的に保護受給者に関して、各医療機関への要否判定・就労可否および金融機関への預貯金等の調査。
③システムの名称	WebRings、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第15項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第26項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ

佐伯市福祉保健部社会福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3973

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和4年4月30日			14年4月30日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	₹ <。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた提供	烘を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]#	接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・消	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	⑤評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 川野 登志郎	課長 淡居 宗則	事後	人事異動のため
平成30年6月13日	⑤評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	課長 淡居 宗則	社会福祉課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二第 9,13,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94, 104,106,108,116項	・番号法第19条第7号及び別表第二第 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53, 54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119項	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二第 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53, 54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119項	((情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第9、10、 14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、 38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、120項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第26項	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 3.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②法令上	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二第9、10、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二第9、10、	事前	令和3年9月1日に施行される 番号利用法の改正による修正
令和4年6月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和4年6月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和4年6月6日	Nリスク対策 8. 監査 実施 の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	